

仙台市への建設リサイクル法の規定による届出は、郵送でのご提出が可能です。

新型コロナウイルスの流行に伴う感染拡大防止の対策として、仙台市では建設リサイクル法の規定に基づく対象建設工事の届出について、郵送受付を実施いたします。なお、これまで通り窓口での受付も継続して行っておりますが、今後の状況については仙台市ホームページをご確認ください。

郵送でのご提出の場合

- 提出必要部数 : 1部(副本の返却をご希望の場合は2部)
- 届出期限の取扱: 届出期限(工事着手の7日前)までに、下記の提出先に到着するよう、余裕をもって発送してください。
- 提出書類 : 届出書、別紙、案内図、設計図又は写真、工程表、委任状
「届出済証シール」交付用封筒(送付先記載・切手貼付)(※1)

※1 郵送による副本の返却をご希望の場合は、副本のサイズに対応した送料分の切手を貼った返信用封筒等を同封してください。副本に收受印を押印の上、返却いたします。(「届出済証シール」交付用封筒と兼用可)

※2 書類の不足等がある場合、追加で書類のご提出をお願いする場合がありますので、不足等がないようご確認をお願いいたします。(追加書類の提出が届出期限に間に合わない場合は、工事着手日を変更いただく場合もございます。)

※3 窓口での受付も従来どおり行っております。

ご提出先		届出に係る建築物等の敷地が存する区の	区役所建設部街並み形成課 建設リサイクル法担当宛
青葉区役所	〒980-8701	青葉区上杉一丁目 5-1	022-225-7211 (代表)
宮城野区役所	〒983-8601	宮城野区五輪二丁目 12-35	022-291-2111 (代表)
若林区役所	〒984-8601	若林区保春院前丁 3-1	022-282-1111 (代表)
太白区役所	〒982-8601	太白区長町南三丁目 1-15	022-247-1111 (代表)
泉区役所	〒981-3189	泉区泉中央二丁目 1-1	022-372-3111 (代表)